

議会議案第2号

奈良市議会会議規則の一部改正について

奈良市議会会議規則の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月23日提出

提出者

奈良市議会議員 宮 池 明

賛成者

奈良市議会議員 横 井 雄 一

同 塚 本 勝

同 山 出 哲 史

同 阪 本 美 知 子

同 白 川 健 太 郎

同 太 田 晃 司

同 九 里 雄 二

同 井 上 昌 弘

同 北 良 晃

## 奈良市議会会議規則の一部を改正する規則

奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第84条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第132条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

本会議や委員会への欠席事由を明文化するとともに、出産の産前・産後期間にも配慮した規定を整備し、併せて請願に係る署名押印の規定を整備するほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議会会議規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u> _____のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u> _____ _____ _____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、<u>事故</u> _____のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u> _____ _____ _____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、<u>請願者が押印をしなければならない。</u></p> <p>2 _____請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u>を記載し、<u>請願者が署名又は記名</u> _____ _____押印をしなければならない。</p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地</u>を記載し、<u>代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の請願</u>を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p>

現行	改正案
<u>3・4</u> 略	<u>4・5</u> 略